

(2) データ登録同意のある、審査済の臨床調査個人票の登録

指定医が難病データベースで臨床調査個人票を作成した場合、都道府県及び指定都市は、難病データベースに認定結果等の登録を行う。

指定医が難病データベースを用いず臨床調査個人票を作成した場合、都道府県及び指定都市は、臨床調査個人票をスキャン、PDFデータ化し、難病データベースにアップロードする。

(3) その他

この他、実施に当たっての詳細は、別途定めている「難病・小慢DBシステム利用マニュアル」によるものとする。

第8 情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業

1 概要

都道府県及び指定都市は、平成30年度税制改正等を踏まえ、特定医療費の支給等事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を実施及び活用するために必要な、業務システムの改修等の環境整備を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 実施方法

都道府県及び指定都市において整備している特定医療費の支給等事務に関するシステムについて、個人番号を使用した情報照会の実施及び情報照会の結果を申請情報と連結するための機能等を導入するための環境整備を実施する。なお、当該整備には、番号法別表第2に基づき医療保険者又は後期高齢者医療広域連合から提供される情報に関するものを含むこと。

第9 臨床調査個人票電子化等推進事業

1 概要

都道府県、指定都市、難病指定医等が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下「指定医の勤務する医療機関」という。)は、臨床調査個人票のオンライン化等の特定医療費支給認定事務に必要な業務システムの改修等の環境整備を実施するものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び指定の勤務する医療機関とする。

3 実施方法

都道府県及び指定都市において整備している特定医療費の支給認定事務に関するシステム等について、指定医が作成する臨床調査個人票のオンライン化に対応するために必要な業務システム

の改修及びその他支給認定事務に必要な機能の導入等の環境整備を実施する。

第10 難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業

1 概要

難病等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療費助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用し、オンラインで資格確認を行うための医療機関及び自治体との情報連携を実現するためのシステム：Public Medical Hub（以下「PMH」という。）の開発を行い、希望する自治体においてPMHを用いて業務を円滑に実施できるようにするための事業（以下「先行実施事業」という。）が、デジタル庁において実施されている。

難病の先行事業を推進するため、自治体において、先行実施事業に参加する医療機関・患者への周知・広報を行うと共に、医療機関のシステム（レセプトコンピューター）改修を行い、マイナンバーカードを用いて、難病の受給資格情報をオンラインで確認するための環境整備を実施するものとする。

2 実施主体

実施主体は、難病の先行実施事業に参加する都道府県及び指定都市（第10において「都道府県等」という。）とする。

3 実施方法

本事業は、都道府県等が、難病の先行実施事業を推進するため、

- ①管内の医療機関及び患者へ先行実施事業について周知・広報等を行うとともに、
 - ②難病の先行実施事業に参加する医療機関であって、4に掲げる全ての要件について満たす又は承諾する医療機関（以下「難病先行実施参加医療機関」という。）において、難病の受給資格情報をオンラインで確認するために必要なシステム改修を行う費用を補助すること、
- により実施する。

4 難病先行実施参加医療機関の要件

- (1) 難病の先行実施事業に参加する都道府県等の区域内にあること
- (2) 難病の先行実施事業に参加する都道府県等より難病法第14条第1項の規定に基づく指定医療機関の指定を受けること
- (3) 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う調査等への協力の求めがあった場合に応じること
- (4) 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う先行版上限額管理システム（※）の稼働・実証への協力の求めがあった場合に応じること

※ 先行版上限額管理システム：これまで紙で配布されている自己負担上限額管理票について、将来的にスマートフォン等で電子的に管理するための上限額管理システムの簡易なプロトタイプ版

5 補助事業の内容

(1) 都道府県等の実施する事務

- ①医療機関の先行実施事業への参加を促進するための説明・周知・関係機関との調整等
- ②難病患者等への先行実施事業に係る説明・周知等
- ③難病先行実施参加医療機関等に対する補助金の交付等に係る事務

(2) 都道府県等が補助する内容